

令和8年度山口県家畜商講習会開催要領

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る

2 講習の対象者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

3 開催日時

令和8年7月28日（火） 午前9時から午後5時まで

令和8年7月29日（水） 午前9時から午後5時まで

4 開催場所

防府市牟礼 10318

山口県農林総合技術センター 農大教育棟 第2教室

5 講習科目及び時間

科目	時間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

6 受講手続き

(1) 講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料 3,480 円に相当する山口県収入証紙及び写真（縦 3.5cm×横 2.5cm とし、出願前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）を貼って、その者の居住地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町 1 番 1 号（郵便番号 753-8501）山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

(2) 受講願書の提出期限
令和8年6月23日（火）

7 講習時間の特例措置

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、別紙の講習時間の特例措置適用申請書に必要事項を記入し、獣医師免許証または家畜人工授精師免許証の写しと共に受講願書に添付すること。

8 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には修了証明書を交付する。

9 その他

- (1) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 講習会のテキスト代（3,500円程度）は、受講者個人の負担になるので、講習会当日の受付時に支払うこと。
- (3) この講習会の受講についての問い合わせは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課（TEL083-933-3556）又は、最寄の農林水産事務所又は農林事務所の畜産部にすること。

【参考】受講願書提出先

居住地（市町）	提出先
岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、下松市、光市、周南市	柳井農林水産事務所畜産部 〒742-0031 柳井市南町1丁目10-3
山口市、防府市、宇部市、美祢市、山陽小野田市	山口農林水産事務所畜産部 〒754-0897 山口市嘉川671-5
下関市	下関農林事務所畜産部 〒750-0421 下関市豊田町殿敷1892
長門市	長門農林水産事務所畜産部 〒759-4401 長門市日置上1251-6
萩市、阿武町	萩農林水産事務所畜産部 〒758-0061 萩市椿3621-1